（農業保険法の一部改正）

第六条　農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第四項中「いう」の下に「。第二百三十条第十一号において同じ」を加える。

第七十九条中「提出して」を「提出し、又は提供し、」に改める。

第八十五条の見出しを「（決算報告）」に改め、同条中「決算報告書」を「農林水産省令で定めるところにより、決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供し、」に改める。

第二百三十条第十一号中「に規定する書類に記載すべき」を「の書類又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、「の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（戸籍法の一部改正）

第七条　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「左の」を「次の」に、「署名し、印をおさなければ」を「署名しなければ」に改める。

第三十三条中「署名し、印をおさなければ」を「署名しなければ」に改める。

第三十七条第二項中「且つ」を「かつ」に、「署名させ、印をおさせなければ」を「署名させなければ」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に、「乃至第七十二条」を「から第七十二条まで」に改める。

第三十八条第一項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「附記させて、署名させ、印をおさせる」を「付記させて、署名させる」に改め、同条第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第五十五条第一項中「署名し、印をおさなければ」を「署名しなければ」に改め、同条第二項及び第三項中「著いた」を「到着した」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第八条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条に次の一項を加える。

3　公認会計士は、前項の規定による証明に代えて、内閣府令で定めるところにより、当該証明に係る会社その他の者の承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により同項に規定する事項を併せて明示することにより当該証明をすることができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

第二十八条の四第三項中「（電子情報処理組織を使用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第三十四条の十の四に次の一項を加える。

7　無限責任監査法人は、第四項の規定による書面による通知に代えて、内閣府令で定めるところにより、被監査会社等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該無限責任監査法人は、当該書面による通知をしたものとみなす。

第三十四条の十二第二項中「自署し、かつ、自己の印を押さなければ」を「署名しなければ」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　監査法人は、前項の規定による証明書による証明に代えて、内閣府令で定めるところにより、当該証明に係る会社その他の者の承諾を得て、電磁的方法であつて同項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして内閣府令で定めるものにより当該証明をすることができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）

第九条　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の十三第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の会員は、定款で定めるところにより、同項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

（建設業法の一部改正）

第十条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二十条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　建設業者は、前項の規定による見積書の交付に代えて、政令で定めるところにより、建設工事の注文者の承諾を得て、当該見積書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業者は、当該見積書を交付したものとみなす。

第二十六条の三第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の元請負人及び下請負人は、前項の規定による書面による合意に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより第一項の合意をすることができる。この場合において、当該元請負人及び下請負人は、当該書面による合意をしたものとみなす。

第二十八条第一項第四号中「第二十六条の三第八項」を「第二十六条の三第九項」に改める。

第五十二条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「第二十六条の三第六項」を「第二十六条の三第七項」に、「置かなかつた者」を「置かなかつたとき。」に改め、同条第二号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

（土地改良法の一部改正）

第十一条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第三項中「いう」の下に「。第百四十三条第九号において同じ」を加える。

第六十九条中「提出して」を「提出し、又は提供し、」に改める。

第七十一条中「終つた」を「終わつた」に、「決算報告書」を「農林水産省令で定めるところにより、決算報告」に、「提出して」を「提出し、又は提供し、」に改める。

第百四十三条第九号中「に規定する書類に記載すべき」を「の書類又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき」に改め、「記載せず」の下に「、若しくは記録せず」を、「の記載」の下に「若しくは記録」を加える。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第十二条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「書面の」を「規定による書面の」に、「同項の書面に」を「当該書面に」に、「前項の」を「当該」に改める。

第三十条第六項ただし書中「第二項から前項まで」を「第二項、第三項及び前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。